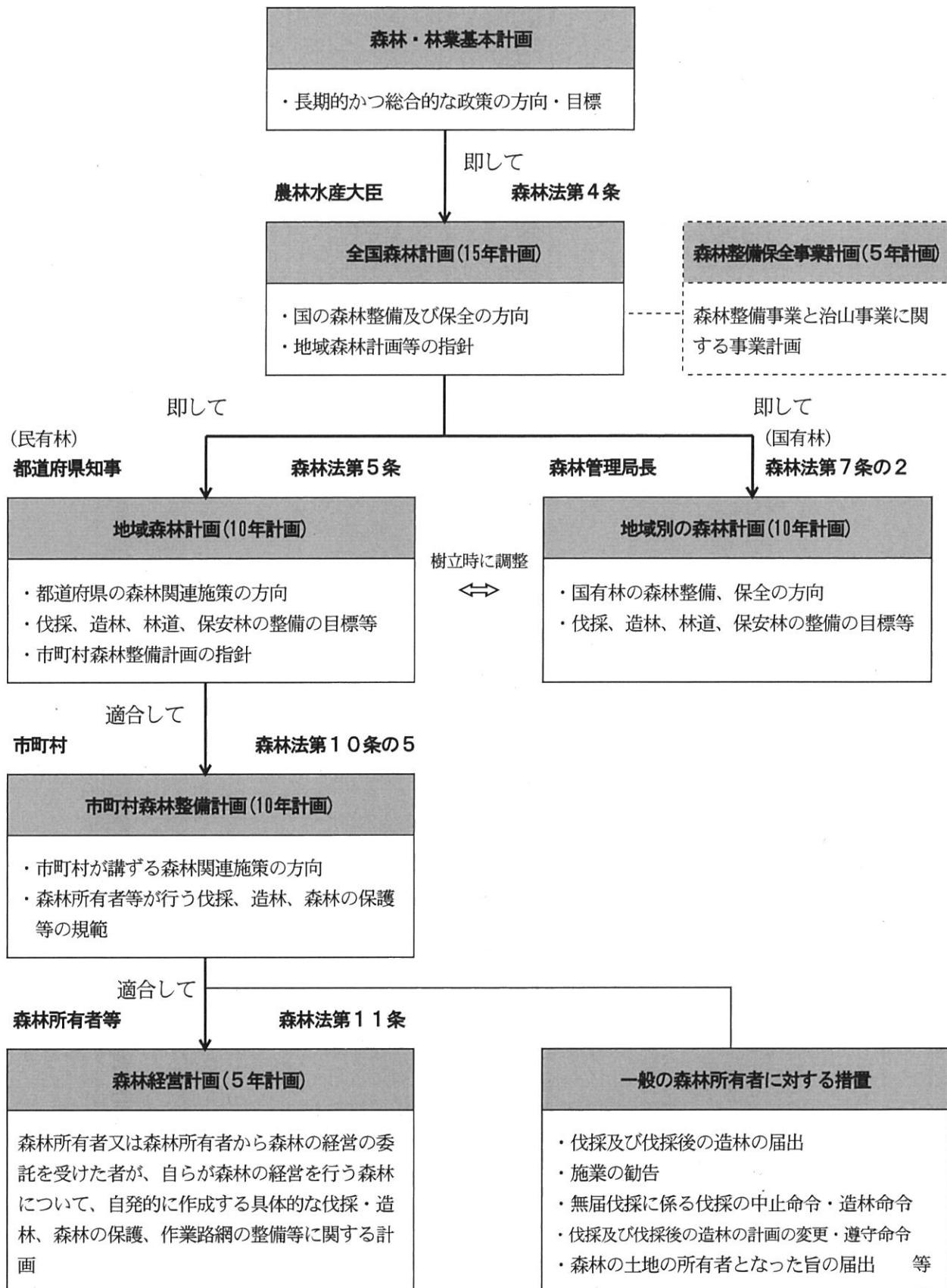


政 府 森林・林業基本法第11条



林野庁

[林野庁について](#)
[お知らせ](#)
[政策について](#)
[申請・お問い合わせ](#)
[国有林野情報](#)
[ホーム](#) > [分野別情報](#) > [森林計画制度](#) > 現在の森林計画制度

現在の森林計画制度

我が国の森林資源、特に戦後造成された人工林が利用期を迎つつある状況下で、森林に対する国民の多様化、高度化するニーズに応え、利用と公益との調和を図りつつ持続的な森林経営を確立し、森林の多面的機能の発揮や平成32年の木材自給率50%の目標を達成していく上で、森林計画制度の役割は一層重要となっています。

このため、現在の森林計画制度は、平成23年森林法改正に伴う制度等の改正により、国、都道府県、市町村の各段階における森林の取扱ルールを明確化し、各主体がそれぞれの役割の下、自発的な取組ができるようになるとともに、国民の新たなニーズに対応した計画内容となるよう見直されました。また、施業の集約化など効率的な施業を通じた持続的な森林経営の実現に向けた、森林所有者レベル、市町村レベルの森林計画の充実や、適切な伐採、造林を確保するための規律の充実を図り、平成24年4月1日から運用されています。

《森林計画制度の主な改正点》

市町村森林整備計画が、地域の森林づくりのマスタープランとなるよう位置付け

市町村が、森林の期待される機能（注）に応じて森林の区分を主体的に設定できる仕組みに転換

森林経営計画制度の創設

無届伐採が行われた場合の行政命令の新設

早急に間伐が必要な森林（要間伐森林）の施業代行制度の見直し

森林施業に必要な土地使用権の設定手続の改善

新たに森林の土地の所有者となった場合の届出制度の創設

森林所有者等に関する情報の利用及び共有の推進

(注) 森林の機能と望ましい姿

区分	森林の機能ごとの望ましい森林の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一緒に潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

注) 森林・林業基本計画（平成23年7月26日閣議決定）による。

[林野庁について](#)[お知らせ](#)[政策について](#)[申請・お問い合わせ](#)[国有林野情報](#)[ホーム](#) > [分野別情報](#) > [森林計画制度](#) > 市町村がたてる「市町村森林整備計画」

市町村森林整備計画

市町村森林整備計画とは

市町村森林整備計画は、地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村が5年ごとに作成する10年を一期とする計画であり、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニング、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備等の考え方等を定める長期的な視点に立った森林づくりの構想です。

地域にもっとも密着した行政主体である市町村が、地域の実情に応じて地域住民等の理解と協力を得つつ、都道府県や林業関係者と一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林整備を推進することを目的とするものです。

主な計画事項は、次のとおりです。

伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項

立木の標準伐期齢、立木の伐採の標準的な方法その他森林の立木竹の伐採に関する事項

造林樹種、造林の標準的な方法その他造林に関する事項

間伐を実施すべき標準的な林齡、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

森林施業の共同化の促進に関する事項

作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

鳥獣害防止森林区域及び当該鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止に関する事項

森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

その他森林の整備のために必要な事項

また、市町村森林整備計画に従つた森林の施業及び保護を確保していくために、森林法によって下記の措置が講じられています。

(1) 伐採および伐採後の造林の届出制度

森林所有者などが森林の立木を伐採する場合、事前に伐採及び伐採後の造林の計画の届出を行うことが義務づけられています。市町村長が、市町村森林整備計画に適合した施業が行われるよう、届出があった計画に対し変更や遵守を命じることがあります。

また、無届で伐採した場合等には、市町村長が伐採の中止及び造林を命じことがあります。

(2) 森林の土地の所有者届出制度

平成23年4月の森林法改正により、平成24年4月以降に、新たに森林の土地の所有者となった方は、市町村長への届出が義務づけられました。

本制度は、森林法に基づき都道府県知事又は市町村の長が、伐採及び伐採後の造林の計画の届出をしないで伐採が行われた場合の造林命令、保安林における監督処分などの諸制度を円滑に実施する上で、森林所有者を把握することが重要であることから、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出等に関する規定が設けられたものです。

(3) 施業の勧告

市町村森林整備計画に従つて施業が行われていないと認められる場合で、市町村森林整備計画の達成のために必要なとき、市町村長は森林所有者などに対し、施業を適切に行うよう勧告することができます。

(4) 森林経営計画制度

森林経営計画は、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、自らが森林の経営を行う一體的なまとまりのある森林を対象として、単独又は共同で自発的に作成する森林の施業及び保護などの計画です。

市町村森林整備計画に適合し、一定の基準を満たす場合、市町村長等による認定を受けることができます。